

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	16 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

私たち夫婦は、国民年金制度の発足時に知人に国民年金の加入手続をしてもらった。夫婦二人の国民年金保険料は、加入当初は集金に来てくれた知人に夫が納付しており、その後は夫が金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 37 年 1 月に払い出されており、申立人が居住している区では、当時、国民年金協力委員制度が実施されていたほか、申立期間当時、同区では納付書により保険料を収納しており、申立期間の前後を通じて申立人の住所に変更は無く、申立期間の納付書も届いていたと推察され、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、昭和 54 年 8 月から国民年金保険料を納付していた。申立期間については、父から「保険料を納めていても受給する年齢になった時には年金はもらえない。」と言われたために保険料の納付をやめていたが、「納付期限後 2 年間たつと保険料を納付することができなくなる。」と聞き、このままでは年金を受給することができなくなり、今から納付を再開しても 2 年間分の年金額が減額されてしまうと考え、婚姻期間中であった 59 年に市役所へ電話をして申立期間の保険料の納付書を郵送してもらい、申立期間の保険料約 13 万円を市役所で一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職して厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 54 年 8 月から現在に至るまで、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、市役所に電話をして申立期間の過年度保険料の納付書を発行してもらい、市役所で保険料を納付したと述べているなど、過年度納付申出手続に関する説明が具体的であるところ、申立人が居住している市では、申立期間以前から現在に至るまで市役所庁舎内に金融機関の窓口が設置されており、過年度保険料の収納も行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人が遡って一括して納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致している上、申立人が納付したとする昭和 59 年は申立期間の保険料を一括して過年度納付することが可能な期間であり、申立人の保険料の納付意識の高さを踏まえると、申立期間についても保険料を納付していたものとみても不自然

ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から 59 年 9 月まで

私は、昭和 54 年 2 月に家業に入り、父と国民年金の加入について数年間話し合った後、父が私の国民年金の加入手続きを行ってくれたと思う。母は、時期は憶えていないが、私が納めていなかった国民年金保険料を父が納付したと言ったことを聞いていることから、父が申立期間の保険料を納付してくれたのだと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 9 月までの期間については、オンライン記録において、申立期間直後の国民年金保険料は現年度納付と記録されているほか、申立期間後の保険料については未納期間が無い上、申立人及びその母親の保険料を納付していたとされる申立人の父親は、申立人の母親と共に全ての国民年金加入期間において保険料に未納が無いことが確認できる。

また、申立人には、昭和 61 年 4 月 5 日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録において確認できるところ、通常、定期的な過年度納付書の発行は、前年度保険料の納付期限である 4 月の翌月以降になるが、当該過年度納付書は、年度当初の 4 月に作成されていることから、当該過年度納付書の作成は、被保険者からの申出又は行政側が何らかの意図で作成したものと考えられ、当該作成日が、申立人の父親の老齢年金裁定請求日（昭和 61 年 4 月 2 日）の 3 日後となっていることを踏まえると、この頃に申立人の父親が過年度保険料の納付に係る申出を行ったものと推認される。

さらに、申立人の母親は、申立人が未納としていた国民年金保険料を夫が一括で払ってきたと言っていた旨を述べている上、申立人の父親が当該納付の申出を行っ

たと推認される時点においては、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であったことを踏まえると、当該期間の保険料については、申立人の父親が納付していたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和54年2月から58年12月までの期間については、申立人は、申立期間の保険料を納付したことを父親から直接聞いておらず、母親も夫からは、申立人が未納としていた保険料を納付したこと以外、保険料の納付期間及び納付額を聞いていないとしているほか、申立人の未納保険料を納付したことを夫から聞いた時期に係る記憶は明確ではなく、上記のとおり、申立人の父親が過年度納付の申出を行ったと推認される時点では、当該期間は既に時効により保険料を納付することができない期間であるなど、当該期間の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、父親から当該期間当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、ほかに当該期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの期間及び63年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで
② 昭和62年4月から同年12月まで
③ 昭和63年5月
④ 昭和63年8月

私の夫は、夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①は、夫が2、3か月ごとに自宅や仕事場に来ていた区の職員に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。保険料を納付することが困難になった昭和54年4月からは保険料の免除申請を行っていたが、申立期間②から④までの期間の保険料は、夫か私が、金融機関又は郵便局で毎月納付していた。申請免除期間の保険料も全て追納しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、夫婦の保険料を納付していたとする夫は、集金人に印紙検認により保険料を納付していたと述べているなど、保険料の納付状況に関する説明が具体的である上、申立人も夫が集金人に保険料を納付している状況を見ていたと述べている。

また、申立人及びその夫と連番で国民年金手帳の記号番号が払い出されている夫の弟は、夫婦と一緒に集金人に保険料を納付していたと述べているところ、当該期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間④については、当該期間は1か月と短期間である上、夫婦の保険料を一緒に納付していたとする夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっていることを踏まえると、申立人についても保険料が納付されていたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②及び③については、申立人及びその夫は、保険料の納付場所に

関する記憶が明確ではなく、申立人の夫も当該期間の保険料が未納となっている。

また、申立人名義の昭和 63 年分の確定申告書（控）の「社会保険料控除」欄に記載されている国民年金の支払保険料額は、申立期間③及び④の保険料を納付した場合の支払保険料額とは大きく相違しており、当該期間の保険料を納付していたことを示す資料とは認めることはできないなど、申立人及びその夫が申立期間②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間及び 63 年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和55年10月31日から56年3月21日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年3月21日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②のうち、昭和59年1月31日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

さらに、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年10月31日から56年11月1日まで
② 昭和59年1月31日から同年5月1日まで
③ 平成6年1月1日から同年8月31日まで
④ 平成6年8月31日から同年9月1日まで

A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、C社に勤務した期間のうち、申立期間③の厚生年金保険の標準報酬月額は38万円のはずであり誤っているので、正しい記録に訂正してほしい。さらに、同社には平成6年8月31日まで勤務していたと思うので、申立期間④を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、当該期間のうち、昭和55年10月31日から56年3月20日まではA社、同年3月21日から同年11月1日まではその関連会社であるB社において、それぞれ継続して勤務していたことが確認できる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（昭和55年12月31日。以下「全喪日」という。）の後の昭和56年4月22日付けで、申立人の同社における資格喪失日を遡って55年10月31日とする資格喪失届が受付されており、申立人を含む従業員29人についても同様の処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人を含む上記従業員に係る資格喪失処理前の記録から、全喪日以後においても、A社は厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、上記従業員29人のうちの1人から提出された給料明細書によると、昭和55年11月分（同年10月の厚生年金保険料）から上記喪失届が受付された月の前月である56年3月分（同年2月の厚生年金保険料）までの給与において、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、A社の商業・法人登記簿謄本の役員欄には、申立人の氏名は見当たらない上、同社の元取締役の一人は、自身が社会保険事務（総務）を担当していた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、遡って資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、雇用保険の加入記録から、昭和56年3月21日に訂正することが必要と認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者名簿における昭和55年10月の定時決定の記録から、24万円とすることが妥当である。

2 次に、申立期間①のうち、昭和56年3月21日から同年11月1日までの期間について、上記のとおり、雇用保険の加入記録によると、申立人は、当該期間において、B社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和56年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、既に解散している上、当時の事業主は社会保険の取扱い等については分からない旨回答している。

さらに、上記従業員から提出された給料明細書によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、厚生年金保険料は控除されていなかったことが確認できる。

加えて、B社の関連会社であるA社も既に解散している上、当時の事業主は、当時の資料も記憶も無い旨回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間②について、雇用保険の加入記録によると、申立人は、当該期間において、B社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和59年4月12日付けで、申立人の同社における資格喪失日を遡って同年1月31日とする資格喪失届が受付されており、申立人を含む従業員18人についても同様の処理が行われていることが確認できる。

さらに、元取締役の一人は、申立人は申立期間②において雇用形態等に変化なく継続して勤務していた旨供述しているほか、上記従業員18人のうちの1人は、当該期間前後において業務内容及び勤務形態の変更は無かった旨供述している。

加えて、上記従業員18人のうちの別の1人から提出された給料明細書及び関連会社であるA社における保険料控除に関する取扱い（資格喪失届が受付された月の前月までの給与において保険料を控除）も踏まえて判断すると、申立人は、昭和59年2月分（同年1月の厚生年金保険料）及び上記喪失届が受付された月の前月である同年3月分（同年2月の厚生年金保険料）の給与において、厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和59年1月31日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和58年12月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

4 次に、申立期間②のうち、昭和59年3月1日から同年5月1日までの期間について、B社は、既に解散している上、当時の事業主からは回答が得られないため、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記関連会社であるA社における保険料控除に関する取扱いから判断すると、資格喪失届が受付された月の給与から申立人に係る被保険者資格の再取得の月の給与までについて、厚生年金保険料の控除は無かったものと考えられる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、C社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年8月31日）より後の平成6年9月16日付けで、遡って38万円から8万円に減額訂正されていることが確認できる上、申立人以外の従業員3人の標準報酬月額についても、申立人と同様に同日付けで減額訂正されていることが確認できる。

また、C社の商業・法人登記簿謄本の役員欄には、申立人の氏名は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、C社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、当該期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た38万円に訂正することが必要と認められる。

- 6 申立期間④について、申立人のC社における雇用保険の離職日は、平成6年8月30日と記録されており、当該期間における勤務が確認できない。

また、C社は、既に解散している上、当時の事業主のほか、申立人と同様に同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に被保険者資格を喪失している従業員3人に照会したが、回答は得られず、申立人の当該期間における勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成4年10月28日であることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（平成4年10月28日）を平成4年12月1日とし、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月31日から同年10月28日まで
② 平成4年10月28日から同年12月1日まで

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成4年6月1日から申立期間も含めて同年11月30日まで勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年7月31日以降の同年10月28日付けで、遡って同年7月31日と記録されるとともに、同年10月の定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、平成4年10月28日付けでA社における厚生年金保険被保険者資格を遡って同年7月31日に喪失している者は134人おり、同社に同年7月末に在籍した全従業員の資格喪失日が遡及訂正されている。

しかしながら、申立人は、雇用保険の加入記録から、A社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、同社の取締役等の役員になっていないことが確認でき、同社でB職として勤務していたことから、上記処理には関与していないものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人のA社における資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を当該処理日である平成4年10月28日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額は、申立人に係る上記処理前のオンライン記録から、24万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、上述のとおり、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日について、当初、平成4年7月31日となっていたものの、21年6月26日付けで、4年12月1日に訂正されている。

一方、申立人と同一職種であった複数の従業員から提出のあった申立期間②の給与支給明細書から、当該従業員は、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらのことから、申立人についても申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

したがって、申立人のA社における資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である平成4年12月1日とすることが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る上記取消し前の平成4年10月の定時決定の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間においてA社が適用事業所であったにもかかわらず、当初、社会保険事務所に同社が適用事業所でなくなった日を平成4年7月31日とする届出を行っていたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成5年2月から同年4月までは53万円、同年5月から6年11月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から6年12月26日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より低くなっている。申立期間の給与計算表を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成5年2月から同年4月までは53万円、同年5月から6年11月までは44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月26日より後の7年1月20日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。そして、申立人と同様に、事業主及び取締役の3人についても、標準報酬月額の遡及減額訂正処理が行われていることが確認できる。

上記遡及減額訂正について、A社の事業主は、「申立期間当時は、会社が経営難で、社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所に相談に行ったところ、申立人を含む取締役4人の標準報酬月額を遡って減額訂正することで滞納額を減らし、適用事業所でなくなることができると提案され、その手続を行った。」としている。

一方、申立人は、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、申立期間及び上記遡及減額訂正処理日において、同社の取締役であったことが確認できるものの、同社の事業主、他の取締役及び顧問社会保険労務士は、「申立人は、B職担当の取締役であり、社会保険に係る事務には関与していなかった」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の遡及減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

なお、A社から提出のあった申立人に係る申立期間の給与計算表において確認できる

厚生年金保険料控除額は、上記遡及減額訂正前の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年2月から同年4月までは53万円、同年5月から6年11月までは44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成5年2月から同年4月までは50万円、同年5月から6年11月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から6年12月26日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の標準報酬月額より低くなっている。申立期間の給与計算表を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、平成5年2月から同年4月までは50万円、同年5月から6年11月までは41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月26日より後の7年1月20日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。そして、申立人と同様に、事業主及び取締役の3人についても、標準報酬月額の遡及減額訂正処理が行われていることが確認できる。

上記遡及減額訂正について、A社の事業主は、「申立期間当時は、会社が経営難で、社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所に相談に行ったところ、申立人を含む取締役4人の標準報酬月額を遡って減額訂正することで滞納額を減らし、適用事業所でなくなることができると提案され、その手続を行った。」としている。

一方、申立人は、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、申立期間及び上記遡及減額訂正処理日において、同社の取締役であったことが確認できるものの、同社の事業主、他の取締役及び顧問社会保険労務士は、「申立人は、B職として勤務しており、社会保険に係る事務には関与していなかった」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の遡及減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

なお、A社から提出のあった申立人に係る申立期間の給与計算表において確認できる

厚生年金保険料控除額は、上記遡及減額訂正前の標準報酬月額に見合う額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年2月から同年4月までは50万円、同年5月から6年11月までは41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は平成4年10月28日であることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（平成4年10月28日）を平成4年12月1日とし、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年6月30日から同年10月28日まで
② 平成4年10月28日から同年12月1日まで

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、平成4年4月1日から申立期間も含めて同年11月30日まで勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年7月31日以降の同年10月28日付けで、遡って同年6月30日と記録されるとともに、同年10月の定時決定の記録が取り消されていることが確認できる。

また、申立人と同様に、平成4年10月28日付けでA社における厚生年金保険被保険者資格を遡って同年6月30日に喪失している者は42人おり、同社に同年6月末に在籍した全従業員の資格喪失日が遡及訂正されている。

しかしながら、申立人は、雇用保険の加入記録から、A社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、同社の取締役等の役員になっていないことが確認でき、同社でB職として勤務していたことから、上記処理には関与していないものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人のA社における資格喪失処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を当該処理日である平成4年10月28日に訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額は、申立人に係る上記処理前のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、上述のとおり、雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日について、当初、平成4年7月31日となっていたものの、21年6月26日付けで、4年12月1日に訂正されている。

一方、複数の従業員から提出のあった申立期間②の給与支給明細書から、当該従業員は、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

これらのことから、申立人についても申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認される。

したがって、申立人のA社における資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である平成4年12月1日とすることが必要である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る上記取消し前の平成4年10月の定時決定の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間においてA社が適用事業所であったにもかかわらず、当初、社会保険事務所に同社が適用事業所でなくなった日を平成4年7月31日とする届出を行っていたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成 18 年 4 月から 19 年 8 月までを 59 万円、同年 9 月から 21 年 3 月までを 56 万円、同年 4 月から同年 8 月までを 59 万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成 21 年 9 月 1 日から 22 年 1 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、事後訂正の結果 59 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 30 万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額 (59 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を 59 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人の申立期間のうち、平成 22 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、事後訂正の結果 59 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 30 万円とされているが、当該期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる 21 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 59 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該記録を取り消し、申立人の A 社における標準報酬月額に係る記録を 59 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から 22 年 3 月 1 日まで
A 社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与月額より低い。一部期間の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を適用し、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成10年8月1日から22年1月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を適用し、同年1月1日から同年3月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成18年4月から19年11月まで及び20年1月から21年8月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額から、18年4月から19年8月までは59万円、同年9月から同年11月まで及び20年1月から21年3月までは56万円、同年4月から同年8月までは59万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成19年12月について、申立人は給与明細書を保有していないが、上記給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額は当該月の前後の期間において同額であることから、当該月についても同様の報酬月額及び保険料控除額であったと認められる。

したがって、平成19年12月の標準報酬月額については、56万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成21年9月から同年12月までの標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、30万円と記録されていたところ、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の24年4月10日付けで、59万円に訂正されたが、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正前の標準報酬月額（30万円）とされている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては資料が無いことから不明としているが、上記給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成10年8月から18年3月までの申立人の標準報酬月額について、A社の事業主は、「当該期間当時の資料は前任の事業主が持っている何もの分からない。」旨供述していることから、当該期間の標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、B区役所から提出された申立人に係る「（平成18年度相当分）市民税・県民税所得回答書」によると、平成17年の給与収入及び社会保険料控除額は、申立人の主張する報酬月額に見合う額と大幅に相違していることから、申立期間のうち、同年1月から同年12月までについては、毎月の給与額及び厚生年金保険料控除額を特定することができず、申立人の報酬月額及び保険料控除額を推認することができない。

さらに、B区役所から提出された申立人に係る「（平成19年度相当分）市民税・県民税所得回答書」によると、同回答書に記載されている額から上記給与明細書において確認できる平成18年4月から同年12月までの給与額、保険料控除額及びオンライン記録の標準給与額を基に算出した給与額及び社会保険料控除額を差し引いた金額は、申立人の主張する報酬月額と大幅に相違することから、申立期間のうち、同年1月から同年3月までについては、毎月の給与額及び厚生年金保険料控除額を特定することができず、申立人の報酬月額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、平成10年8月から18年3月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、平成22年1月及び同年2月の標準報酬月額については、事後訂正の結果59万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正前の30万円とされているが、当該期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる21年4月から同年6月までは標準報酬月額59万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成4年1月から5年9月までは47万円、同年10月から6年1月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から6年2月4日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の47万円より低い記録になっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成4年1月から5年3月までは47万円と記録されていたところ、同年4月30日付けで遡って4年10月の定時決定の記録が取り消され、同年10月から20万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、平成5年4月30日以降にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した17人のうち16人についても、申立人と同様に、標準報酬月額が同年4月30日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年2月4日）と同日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、平成4年10月及び5年10月の定時決定の記録が取り消され、4年1月に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、上記17人のうち11人についても、申立人と同様に、標準報酬月額が平成6年2月4日付けで遡って減額訂正されていることが確認できる。

加えて、A社の総務担当役員は、時期は覚えていないが、厚生年金保険料の滞納があったと回答している上、同社の社会保険料の口座振替指定金融機関の預金口座元帳により、申立期間において社会保険料が引き落とされた形跡は無いことから、同社には申立期間当時、厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

なお、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、上記2回の訂正処理日において取締役であることが確認できず、複数の従業員が、申立人は機械部品発注・組立て等の担当で社会保険事務には関与していなかった旨回答している。

一方、申立期間のうち、平成5年10月から6年1月までの期間について、申立人のA社における標準報酬月額、オンライン記録によると、5年4月30日付けの遡及訂正処理以降の最初の定時決定（平成5年10月1日）において20万円と記録されているところ、当該処理については、遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額は47万円であると主張しているが、当該期間の給与明細書等を所持していない上、事業主は当時の記憶がほとんど無く、A社における社会保険事務の取扱いについて回答を得ることができず、このほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成5年4月30日付け及び6年2月4日付けで行われた上記遡及訂正処理に合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、4年1月から5年9月までは47万円、同年10月から6年1月までは20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成7年10月から8年5月までの期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から8年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、育児休業期間を含む申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が20万円となっている。当該標準報酬月額の平成7年10月の定時決定の際、同社は支払基礎日数では20日未満である同年5月を算定の基礎となる期間として、算定基礎届を作成しており、同年5月は本来であれば算定の基礎となる期間から除外されるべきであるが、除外されずに定時決定が行われている。同年10月からの標準報酬月額については、保険者算定を行うのが正しいはずであるので、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成7年10月1日から8年5月31日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、オンライン記録により、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく事業主からの申出により厚生年金保険料が免除される育児休業期間となっていること（育児休業開始月：平成7年7月）、及び当該期間に係る標準報酬月額は20万円となっていることが確認できる。

そして、当該期間における標準報酬月額が20万円となっていることについて、年金事務所では、A社から提出された申立人に係る平成7年の賃金台帳からみて、同年10月の定時決定において、同年5月の申立人の報酬月額から、20万円としたものと考えられるとしている。

しかしながら、育児休業期間における標準報酬月額については、平成7年4月の育児休業期間における厚生年金保険料免除措置の制度開始に伴い、同年3月29日に発出された旧社会保険庁関係課長通知「健康保険、船員保険及び厚生年金保険の育児休業期間中の保険料免除等の取扱いについて」において、「育児休業開始直前の標準報酬の基礎となった報酬月額に基づき算定した額とすること。」と定められており、事業

主から厚生年金保険法第81条の2に定める保険料免除の申出があった以上は、申立期間のうち、同年10月から8年5月までの期間に係る標準報酬月額も、当該通知に基づき決定されるべきものであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、上記通知に基づき、申立人に係る育児休業開始直前の平成7年6月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成8年6月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は、オンライン記録により、育児休業期間終了後の被保険者期間となっていること、及び当該期間に係る標準報酬月額は20万円となっていることが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る当該期間の賃金台帳によれば、厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額20万円に相当する額であったことが確認でき、当該標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年10月から10年4月までの期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から11年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、育児休業期間を含む申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が24万円となっている。当該標準報酬月額の平成9年10月の定時決定の際、同年5月については、産休により支払基礎日数が20日未満であることから、算定の基礎となる期間から除外されるべきであるが、除外されずに定時決定が行われている。同年10月からの標準報酬月額については、保険者算定を行うのが正しいはずであるので、申立期間の標準報酬月額を32万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成9年10月1日から10年5月23日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、オンライン記録により、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく事業主からの申出により厚生年金保険料が免除される育児休業期間となっていること（育児休業開始月：平成9年7月）、及び当該期間に係る標準報酬月額は24万円となっていることが確認できる。

そして、当該期間における標準報酬月額が24万円となっていることについて、A社から提出された申立人に係る平成9年の賃金台帳からみて、同年10月の定時決定において、支払基礎日数が20日以上ある同年5月の申立人の報酬月額に基づき、24万円として届出されたものと考えられる。

しかしながら、育児休業期間における標準報酬月額については、平成7年4月の育児休業期間における厚生年金保険料免除措置の制度開始に伴い、同年3月29日に発出された旧社会保険庁関係課長通知「健康保険、船員保険及び厚生年金保険の育児休業期間中の保険料免除等の取扱いについて」において、「育児休業開始直前の標準報酬の基礎となった報酬月額に基づき算定した額とすること。」と定められており、事業主から厚生年金保険法第81条の2に定める保険料免除の申出があった以上は、申立期

間のうち、9年10月から10年4月までの期間に係る標準報酬月額も、当該通知に基づき決定されるべきものであったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間における標準報酬月額については、上記通知に基づき、申立人に係る育児休業開始直前の平成9年6月のオンライン記録から、32万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成10年5月24日から11年4月1日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は、オンライン記録により、育児休業期間終了後の被保険者期間となっていること、及び当該期間に係る標準報酬月額は24万円となっていることが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る当該期間の賃金台帳によれば、厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額24万円に相当する額であったことが確認でき、当該標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月21日から同年7月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では本社からB営業所への転勤はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社B営業所の上司及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、昭和40年5月頃からA社B営業所に転勤したと主張しているが、オンライン記録により、同社同営業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、41年7月1日であることが確認できることから、同社同営業所で経理及び社会保険事務を担当していた同僚は、「もともと厚生年金保険は会社一括での適用であったが、B営業所を分離して適用することになり、申立期間当時はその準備を行っていた。同営業所では、毎月所員の勤怠データを本社に送り、給与計算後に給与明細書が送られてくるので、明細書と現金を封入していたが、申立期間についても給与から保険料が控除されていた。」と供述していることから、同社同営業所が適用事業所となるまでは、同社本社で適用させていたと推認でき、申立期間に係る異動日については、同年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準給与額に係る記録を120万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準給与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年9月1日から18年9月1日まで
② 平成19年3月30日

A社に勤務していた申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違しているとともに、同社で支給された申立期間②の給与に係る記録が無い。申立期間の標準報酬月額及び標準給与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された賃金台帳及び給料台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が加入する健康保険組合における当該期間に係る標準報酬月額及び同社が加入していた厚生年金基金における当該期間に係る標準給与はいずれも41万円と記録され、オンライン記録と一致しているところ、事業主は、当該期間当時、厚生年金基金、健

康保険組合及び社会保険事務所（当時）への届出について、複写式の様式を使用していた旨回答しており、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、A社から提出された賃金台帳及び給料台帳により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳等において確認できる保険料控除額及び賞与額から、120万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年5月21日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の親会社であるB社を吸収して商号変更したC社から提出された申立人に係る在籍期間証明書及び賃金台帳により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、上記賃金台帳及びC社が商号変更したD社から人事等の業務委託を受けているE社の回答により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

さらに、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成17年6月1日であり、申立期間において適用事業所となっていないが、同社に係る商業・法人登記簿謄本によると、設立日は同年4月28日となっており、申立期間において法人事業所であることが確認できることから、同社は申立期間においても厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当する場合には、記録訂正の対象とすることができない旨規

定されているところ、上記登記簿謄本によると、申立人は、申立期間においてA社の代表取締役となっていることが確認できる。

しかしながら、A社の申立期間当時の給与事務を担当していた従業員は、親会社であるB社がA社の給与事務、社会保険事務を含め管理しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料についても親会社の指示で控除し、また、申立人は名前だけの代表取締役で、給与事務に関与していなかったと供述している上、E社の現在の総務担当者も、申立期間当時、B社がA社を管理しており、同社に係る厚生年金保険料の納付等をしていたと思うと供述している。

また、A社の申立期間当時の営業を担当していた従業員は、B社には複数の子会社があり、同社は従業員を子会社の代表取締役にし、短期間で交代させており、子会社の代表取締役の待遇は従業員と同じで、代表取締役といっても名前だけであったと思うと供述している。

さらに、上記登記簿謄本によると、申立人は平成17年4月28日から同年12月20日までA社の代表取締役となっているが、上記在籍期間証明書によると、同社の代表取締役となっている期間のうち、同年4月28日から同年5月20日まで及び同年7月21日から同年12月20日までは、同社のグループ会社に在籍しており、同社で代表取締役として在籍したのは2か月のみとされている。

以上のことから判断すると、申立人はA社の代表取締役ではあったものの、特例法第1条第1項ただし書に該当するとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日を平成17年5月21日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②のうち、平成3年11月1日から5年10月1日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、3年11月から4年9月までは30万円、同年10月から5年9月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年6月1日から60年3月20日まで
② 昭和62年10月1日から平成6年3月31日まで

A社に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているかもしれないので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成3年11月から5年9月までについて、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、3年11月から4年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は32万円と記録されていたところ、同年12月3日付けで、3年11月に遡って22万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の複数の元従業員が申立人と同時期に標準報酬月額を遡って減額訂正されていることが確認できる上、経理担当であった元取締役は、同社は厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所の指導により報酬月額に係る減額訂正届を提出したと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成4年12月3日付けで行われた標準報酬月額の遡及訂正処理は事実には即したものと考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の3年11月から5年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年11月から4年9月までは30万円、同年10月から5年9月までは32万円に訂正することが必要であ

る。

- 2 申立期間②のうち、昭和62年10月から平成3年10月まで及び5年10月から6年2月までについては、A社の元事業主は既に死亡しており、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人から提出された昭和62年分から平成3年分までの源泉徴収票の支払金額からは、同年ぐらいまで支給されていたとする賞与額が不明なため、昭和62年10月から平成3年10月までの報酬月額を算出することはできないが、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致し、また、5年分及び6年分の源泉徴収票の支払金額から、5年10月から6年2月までにおいて、申立人の主張する報酬月額が支給されていたことは推認できるが、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額からは、申立人の主張する報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除があったことは推認できない。

なお、オンライン記録によると、申立人の昭和62年10月から平成3年10月まで及び5年10月から6年2月までの標準報酬月額について、遡及訂正などの不自然な記録は確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間①について、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額が実際に支給されていた報酬月額に見合う標準報酬月額より低いのではないかと確認してほしいと申し立てている。

しかしながら、A社の元事業主は既に死亡しており、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人から提出された昭和60年分の源泉徴収票の支払金額、59年度及び60年度の市民税・県民税特別徴収税額の納税義務者通知書の支払給与の総額からは申立人の報酬月額を算出することはできないが、当該源泉徴収票及び当該納税義務者通知書の社会保険料等の金額は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致する。

なお、申立期間①におけるオンライン記録の標準報酬月額は、A社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の標準報酬月額と一致しており、当該被保険者名簿に遡及訂正などの不自然な記録は確認できない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成10年10月から11年5月までを30万円、同年6月を38万円、同年7月から同年9月までを36万円、同年10月を34万円、同年11月から12年3月までを36万円、同年4月を38万円、同年5月及び同年6月を34万円、同年7月から同年9月までを36万円、同年10月を38万円、同年11月を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から13年1月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成10年10月から12年11月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、10年10月から11年5月までは30万円、同年6月は38万円、同年7月から同年9月までは36万円、同年10月は34万円、同年11月から12年3月までは36万円、同年4月は38万円、同年5月及び同年6月は34万円、同年7月から同年9月までは36万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は既に死亡し、申立期間より後の事業主は、当時の資料が無い
ため納付したか否かについては不明としているが、上記給与明細書において確認できる
保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額
が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認
できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、
社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を
行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、平成3年2月から10年9月まで及び12年12月の標準報酬月額
については、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生
年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の標準報酬月額
は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例
法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間のうち、平成3年1月の標準報酬月額については、申立人は給与明細書を
保有しておらず、申立期間当時の事業主は死亡していること等から、当該月の報酬月
額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

なお、申立人から提出された平成3年分の給与所得に対する源泉徴収票の社会保険
料等の金額から、同年2月から同年12月までの給与明細書において確認できる健康
保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料を引いた金額は、オンライン記録の標準報酬
月額24万円で試算した健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計額とおお
むね一致する。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について
確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が
平成3年1月の標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金
保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和58年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月2日から同年8月1日まで

A社から関連会社であるC社に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。両社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録によると、昭和51年11月26日から58年3月20日まではA社、同年3月21日から平成4年4月1日までは同社の関連会社であるC社において、継続して加入していることが確認できる。

一方、適用事業所名簿によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和58年8月1日であり、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、同年7月2日までは同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、A社及びC社の商業・法人登記簿謄本により、両社は、申立期間当時、所在地が同一であることが確認でき、A社からC社に申立人と一緒に異動したとする元従業員は、両社は同一室内に所在し、申立期間当時の事業主は同じであったと供述しており、申立期間当時、A社の給与計算事務を担当していた従業員は、C社の給与計算事務も担当していたと供述している。

さらに、申立期間当時のA社及びC社の同一事業主は、当時の資料が無いことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたことを確認できないが、A社がC社の事務管理を行っており、申立人が両社に継続して勤務し、給与も継続して支払わ

れていたことから、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたと思われると供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社及びC社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和58年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B出張所における資格取得日に係る記録を昭和27年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月1日から同年9月1日まで
② 昭和54年6月30日から同年7月1日まで

A事業所に勤務した期間のうちの申立期間①及びC社D支社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所から提出された申立人に係る人事記録及び事業主の回答から判断すると、申立人が当該期間に同事業所に継続して勤務し(昭和27年8月1日に同事業所E出張所から同事業所B出張所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B出張所における昭和27年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、確認できる資料が保管されていないため、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立て

どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人の子は、申立人は、昭和54年6月30日までC社D支社に勤務していたと思うと供述している。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人のC社D支社における離職日は昭和54年6月30日となっている。

しかしながら、C社の申立期間②当時の事業主は、当時の資料は保管されておらず、申立人の退職日及び申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について不明であると供述している。

また、C社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は昭和54年5月24日付けで取締役を退任し、申立人の後任者が同日付けで取締役に就任していることが確認できるところ、申立期間②当時の経理担当者から提出された同年6月1日現在の従業員名簿では、申立人の後任者の名前は確認できるが、申立人の名前は確認できず、また、当該経理担当者は、同社では、取締役が退任後にそのまま従業員として在籍していることは考え難く、申立人の後任の取締役が同年5月24日付けで就任していることから、申立人は取締役を退任した後は同社に勤務していなかったと思うと供述している。

さらに、C社D支社の複数の元従業員に照会したところ、申立人を記憶している者はいたものの、申立人の退職日を記憶している者はいなかった。

なお、C社D支社に係る事業所別被保険者名簿において、被保険者資格喪失日が昭和54年7月31日となっており、雇用保険の離職日も同日となっている元従業員は、7月末日まで勤務したが、離職月の厚生年金保険料を控除されたか否かについては不明であると供述している。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年12月から54年12月まで
私は、昭和52年9月に会社を退職した後、市職員の勧めにより、国民年金に加入した。54年11月頃に他区に転居するまで市の集金人に国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年9月以降に国民年金に加入したと説明しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、同年11月頃に払い出されたと推認でき、同時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、申立人は、申立期間直前の同年9月から同年11月までの保険料を納付している。

しかし、申立人が申立期間当初に居住していた市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の住所変更欄には、昭和54年3月14日に市外へ転出した旨の記載が確認でき、戸籍の改製原附票の記載とも一致していることから、申立期間のうち同年4月以降は、当該市の集金人による訪問が行われていたとは考え難い。

また、上記被保険者名簿では、申立期間の保険料は未納となっていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、申立人は、母親からもらっていた生活費の中から集金人に保険料を支払っていたと説明しているが、母親から当時の事情を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月及び同年 8 月
私は、昭和 63 年 8 月頃に国民年金の加入手続を行い、自分で 2 か月分の保険料をまとめて納付したと思うので、申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 8 月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の強制加入被保険者の加入時期、申立人の平成 7 年 3 月及び同年 4 月の保険料の納付年月日から、同年 4 月頃に払い出されたと推認でき、当該時点で申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる調査の結果、昭和 63 年 8 月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、その後も厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していることから、記憶が混同していて納付場所及び納付額についてはよく分からないと説明している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から44年3月まで

私は、20歳になった昭和41年*月頃に市役所から通知が送られてきたので、自分で国民年金に加入した。国民年金保険料は、私が母に預け、母が自宅に来ていた組合の職員に納付していたが、自分で組合の職員に納付したこともあると思う。納期が過ぎてから納付したときもあったと思うが、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期及び申立人が所持する国民年金手帳の発行日から、昭和44年5月頃に払い出されたと推認でき、同時点で申立期間のうち41年10月から42年3月までの国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、昭和41年*月頃に国民年金に加入したと主張しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、同年同月頃に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を主として納付していたとする母親から当時の事情を聴取することができない上、申立人は自ら保険料を納付したときの記憶が明確でないため、保険料の納付状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで
私たち夫婦は、昭和35年秋頃、自宅に来た区職員から国民年金への加入を勧められ、その場で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、一年間分の国民年金保険料を支払った。また、37年春頃に自宅に来た区の集金人へ夫婦で一年間分の保険料を支払い、その後は私が区出張所で保険料を支払っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年秋頃に国民年金の加入手続を夫婦一緒に行ったと述べているが、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は38年10月頃に連番で払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち、36年4月から同年6月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、同年7月以降の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人夫婦は当該申立期間の保険料を遡って納付した覚えが無いと述べている。

また、申立人は、自宅に来た区職員に国民年金の加入届と同時に保険料を支払ったと述べているが、昭和35年10月から36年3月までの期間は国民年金法の準備期間であり、保険料の収納は同年4月から開始されるため、加入手続を行ったとする昭和35年度中では保険料を納付することはできない上、申立人が記憶する申立期間の保険料の納付方法は、当時の納付方法と相違している。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私たち夫婦は、昭和35年秋頃、自宅に来た区職員から国民年金への加入を勧められ、その場で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、一年間分の国民年金保険料を支払った。また、37年春頃に自宅に来た区の集金人へ夫婦で一年間分の保険料を支払い、その後は妻が区出張所で保険料を支払っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年秋頃に国民年金の加入手続を夫婦一緒に行ったと述べているが、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は38年10月頃に連番で払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち、36年4月から同年6月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、同年7月以降の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人夫婦は当該申立期間の保険料を遡って納付した覚えが無いと述べている。

また、夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻は、自宅に来た区職員に国民年金の加入届と同時に保険料を支払ったと述べているが、昭和35年10月から36年3月までの期間は国民年金法の準備期間であり、保険料の収納は同年4月から開始されるため、加入手続を行ったとする昭和35年度中では保険料を納付することはできない上、妻が記憶する申立期間の保険料の納付方法は、当時の納付方法と相違している。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から52年3月までの期間、55年1月から56年3月までの期間及び同年5月から平成4年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月から52年3月まで
② 昭和55年1月から56年3月まで
③ 昭和56年5月から平成4年8月まで

私の父は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続を行い、昭和45年4月に婚姻する前まで私の国民年金保険料を納付してくれていた。婚姻後は、義父が私たち夫婦の保険料を納付してくれており、夫は、義父から49年10月に私たち夫婦の保険料を遡って納付したと言われたことも記憶している。56年5月から海外に居住していた間と、その後帰国した後も、義父は、亡くなる平成4年8月まで私たち夫婦の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされ、申立期間③が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、国民年金の加入手続、資格喪失手続、婚姻に伴う住所変更手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び婚姻するまでの申立期間の保険料を納付していたとする父親及び婚姻後の申立人夫婦の国民年金に関する手続を行い保険料を納付していたとする義父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。
- 2 申立期間①及び②については、申立人は、申立人が20歳になった昭和42年*月頃に父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、婚姻後の49年9月2日に夫婦連番で払い出されていることが国民年金手帳の記号番号払出簿で確認でき、当該払出時点で、申立期間のうち47年6月以前は、時効により保険料を納付することができない期間であ

るほか、申立人は、父親から年金手帳を受け取った記憶は無いと述べており、申立人に対して婚姻前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立人の婚姻前の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、婚姻した昭和 45 年 4 月時点で夫が厚生年金保険の被保険者であったことから、国民年金の任意適用期間となり保険料を納付するには任意加入手続が必要となるが、当該時点で手帳記号番号は払い出されておらず、当時の手続状況等が不明であるほか、夫は、49 年 10 月に自身の父親から申立人夫婦の保険料を遡って納付したと言われたと述べているが、夫は、父親から遡って保険料を納付した期間及び保険料の納付額について聞いたことはなく、保険料納付に関する具体的な状況は不明であり、夫の申立期間①及び②の保険料は、厚生年金保険の加入期間を除き申立人と同様に未納となっているなど、申立人の義父が婚姻後の申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、当該期間当初は海外に居住していたと述べており、昭和 56 年 5 月から 58 年 4 月までの期間は海外に出国していたことが入国管理局の出入国記録で確認できる。当該期間当時、海外居住期間は国民年金の適用除外期間であり、制度上、国民年金に加入し保険料を納付することができない期間である。

また、申立人夫婦は、海外に出国した直後の昭和 56 年 5 月 24 日に国民年金の資格を喪失しており、以降に国民年金の加入手続をした記録は無く、申立期間③は申立人夫婦共に未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、海外から帰国した 58 年 5 月に国民年金の加入手続は行っていないと述べている上、申立期間③直後から申立人が 60 歳に到達するまでの期間も未加入期間であり、申立人が申立期間③当時に国民年金の被保険者であったことうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の義父が申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 さらに、申立人の父親及び義父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から44年1月までの期間、46年8月から52年3月までの期間、55年1月から56年3月までの期間及び同年5月から平成4年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から44年1月まで
② 昭和46年8月から52年3月まで
③ 昭和55年1月から56年3月まで
④ 昭和56年5月から平成4年8月まで

私の父は、私が20歳の時に私の国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれ、私が婚姻した昭和45年4月以降は、私たち夫婦の保険料を納付してくれていた。父から、49年10月に私たち夫婦の保険料を遡って納付したと言われたことも記憶している。56年5月から海外に居住していた間と、その後帰国した後も、父は、亡くなる平成4年8月まで私たち夫婦の保険料を納付してくれていたはずである。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされ、申立期間④が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、国民年金の加入手続、資格喪失手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金に関する手続を行い保険料を納付していたとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。
- 2 申立期間①、②及び③については、申立人は、申立人が20歳になった昭和42年*月頃に父親が国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、49年9月2日に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳の記号番号払出簿で確認でき、当該払出時点で申立期間①及び②のうち47年6月以前の期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和49年10月に父親から申立人夫婦の保険料を遡って納付したと言われたと述べているが、保険料を遡って納付した期間及び保険料の納付額について聞いたことはなく、保険料納付に関する具体的な状況は不明であり、申立期間②及び③に係る妻の保険料は、申立人と同様に未納となっているなど、申立人の父親が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間④については、申立人は、当該期間当初は海外に居住していたと述べており、昭和56年5月から58年6月までの期間は海外に出国していたことが入国管理局の出入国記録で確認できる。当該期間当時、海外居住期間は国民年金の適用除外期間であり、制度上、国民年金に加入し保険料を納付することができない期間である。

また、申立人夫婦は、海外に出国した直後の昭和56年5月24日に国民年金の資格を喪失しており、以降に国民年金の再加入手続をした記録は無く、申立期間④は申立人夫婦共に未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、海外から帰国した58年7月に夫婦の国民年金の再加入手続は行っていないと述べている上、申立期間④直後から申立人が60歳に到達するまでの期間も未加入期間であり、申立人が申立期間④当時に国民年金の被保険者であったことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 さらに、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13451 (事案 7506 及び 12153 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から54年1月まで

私は、会社を辞めたとき母に勧められて、自分で国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付した。以後、会社を辞めたとき、結婚、夫の転勤の際の変更手続を自分で行き、市役所、金融機関又は郵便局で保険料を納付してきた。私の夫は、昭和51年から確定申告をしており、その確定申告書は当時居住していた区を管轄する税務署に私の領収証書の控えとともに保管されているはずである。その後、53年4月から居住していた市より年金手帳更新の知らせが届いたので、更新に行った際に46年10月から48年5月まで居住していた市で国民年金の手続をしたときに交付された手帳は回収され、新しい番号が記載された手帳を渡された。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る当初の申立てについては、i) 申立人は、申立期間中の4回の転居時に毎回国民年金への加入手続を行ったと説明しているが、申立人に対して最初に払い出された国民年金手帳記号番号に係る払出簿において他区市に転出した旨の記載は無いこと、ii) 申立人は、最初の手帳記号番号の払出しに伴い交付された国民年金手帳が第2回目の手帳記号番号が払い出された際に回収されたと説明しているが、既に手帳記号番号が払い出されているにもかかわらず、新たに別の手帳記号番号が払い出されることは考え難いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年5月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知を行っている。
- 2 2回目の申立てについては、申立人から新たな事実及び資料の提出等はない上、新たに思い出したとする記憶も当委員会の当初の決定を変更するものではなく、このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないこと

から、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 10 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする旨の通知を行っている。

- 3 今回、申立人は、申立期間において、昭和 51 年から確定申告を行っており、確定申告書に国民年金保険料の領収証書を添付していたので、税務署に保管されている領収証書を確認してほしいとして 3 回目の申立てを行っているが、当時の管轄税務署に確認したが、確定申告書の保管期限を経過しているため破棄したと回答している。

また、今回、申立人の最初に払い出された国民年金手帳記号番号払出簿と申立人の姉の同払出簿の記載内容を比較してみても、後者には転出による住所変更の記録が確認できるのに対して、前者にはその記録が無く、申立人が 4 回の転居の度に、国民年金への加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 48 年 2 月頃に当時居住していた市で国民年金の手続を行ったときに、現在判明している手帳記号番号以外の番号が払い出されていたかもしれないと主張しているが、同市に係る 48 年 2 月から同年 5 月までの払出簿を縦覧調査した結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

したがって、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情等は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、今回の委員会審議後の口頭意見陳述申立書において、「申立期間中に 2 回、実姉に納付書を手渡し、納付を依頼した。1 回元夫に納付書を手渡して納付を依頼した。」として、このことを新たな事実として主張しているが、当委員会から事前に両者に確認したところ、いずれも納付の状況について具体的な記憶が無いため、当委員会は口頭意見陳述を行っても、当該主張が当初の決定を変更すべき新たな事情として認められることはない、と判断したものである。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成 2 年 3 月までの期間、同年 7 月、同年 9 月から 3 年 1 月までの期間、同年 3 月から 4 年 10 月までの期間及び 5 年 1 月から 8 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月から平成 2 年 3 月まで
② 平成 2 年 7 月
③ 平成 2 年 9 月から 3 年 1 月まで
④ 平成 3 年 3 月から 4 年 10 月まで
⑤ 平成 5 年 1 月から 8 年 3 月まで

私は、申請免除を認められた申立期間について、後になって社会保険事務所(当時)から一方的に督促状のようなものと一緒に送られてきた納付書により、金融機関や郵便局で国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が申請免除のままとなっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申請免除となっている申立期間の国民年金保険料について、後になって社会保険事務所から一方的に送られてきた納付書で保険料を納付したと主張しているが、申請免除期間の保険料を後になって納付(追納)する場合、社会保険事務所では追納の意思を本人に確認した上で納付書を送付する取扱いとなっており、申立人の主張は事務処理の実態と異なっている。

また、申立人は、保険料を納付したと主張するのみで、納付の時期及び納付金額等に関する記憶は明確でない。

さらに、オンライン記録により、申立期間に係る申請免除の申請日及び申請免除期間に関する記録は確認できるが、追納の記録は確認できない。

加えて、申立期間は合計 86 月に及んでおり、これだけの長期間にわたって行政機関において事務処理上の不備が起これるとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13453 (事案 12178 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年11月まで
私は、国民年金の加入手続を行う際、当時居住していた市の窓口担当者から「学生の時は、国民年金に加入したものとして国民年金保険料を免除する。」と言われた。申立期間後の国民年金加入期間については保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年1月頃に払い出され、同時点で免除申請が可能な期間について免除となっており記録に不自然さは無く、申立期間において国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらないなどから、既に当委員会の決定に基づき、23年10月5日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間について、学生であった期間であり、当時居住していた市の窓口担当者から、「学生のときは、国民年金に加入した者として保険料を免除する。」と言われたとして再申立てを行っているが、申立人が通っていたとする大学は、申立人の在学期間について、申立期間前の昭和61年4月から平成2年3月までと回答しており、申立期間は当該大学には在学していない。

また、申立人からは調査への協力を得られないことから、申立期間における保険料の納付状況について不明である上、申立人からは新たな資料等の提出は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13454 (事案 3576 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 12 月から 45 年 4 月までの期間、47 年 3 月から 49 年 5 月までの期間及び 52 年 4 月から 57 年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 12 月から 45 年 4 月まで
② 昭和 47 年 3 月から 49 年 5 月まで
③ 昭和 52 年 4 月から 57 年 11 月まで

申立期間①については、父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めていたはずである。申立期間②及び③については、市役所の窓口で、「国民年金保険料を支払わないと後で損をするから払ってください。」と言われ、自分で支払ったことを覚えている。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当初の 10 か所の申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 63 年 9 月時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないこと、ii) 申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたとする父親からは当時の事情を聴取することができない上、申立人からも具体的な納付状況を聴取することができず、当時の納付状況は不明であることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 11 日付けで申立期間に係る年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記 10 か所の申立期間のうち、比較的長期間の 3 か所の申立期間について、保険料を納付していたとして再申立てを行っている。

申立期間①については、申立人は父親が国民年金の加入手続を行い、当該期間の保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和 63 年 9 月頃に払い出されたと推認でき、同時点で、申立期間①の保険料は時効により納付すること

ができない。

また、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人の父親が加入手続きをしてくれたとする昭和 42 年*月頃に、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の父親からは事情を聴取することができない上、申立人は保険料の納付に直接関与していないことから、当時の納付状況は不明である。

申立期間②及び③については、共に厚生年金保険加入期間直後の期間であるが、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる時点（昭和 63 年 9 月頃）で、当該期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金の切替手続きを行ったか否か及び保険料納付の状況について具体的な記憶が無く、納付状況は不明である。

このほか、申立人から新たな資料等の提出は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13455 (事案 8501 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から48年3月まで

私は、昭和41年10月頃に婦人会会長宅において国民年金の加入手続を行い、会長宅に来ていた集金人に国民年金保険料を納付していた。また、婚姻した43年6月頃に妻も国民年金の加入手続を行い、妻が会長宅に来ていた集金人に夫婦二人の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初、申立人は、昭和36年4月から48年3月までの期間を申立期間として申立てを行っていたが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号については、申立期間後の49年3月に夫婦2番違いで払い出されており、申立期間(全体)の国民年金保険料を納付するためには、当時実施されていた第2回目の特例納付により納付する以外にないが、申立人は特例納付した記憶は無いと説明していること、ii) 申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金に加入した時期を勘違いしていたとして、申立期間を昭和41年4月から48年3月までの期間に変更した上、二人の証人からの証言書を提出して再申立てを行っている。

しかし、今回証言書を提出した二人の証人から証言書に記載されている内容について聴取した結果、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを裏付けるものではない上、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13456 (事案 8502 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から48年3月まで

私は、婚姻した昭和43年6月頃に、新居を構えた地区の婦人会会長宅で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人の国民年金保険料を婦人会会長宅に来ていた集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初、申立人は、昭和36年4月から48年3月までの期間を申立期間として申立てを行っていたが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の49年3月に夫婦2番違いで払い出されており、申立期間(全体)の国民年金保険料を納付するためには、当時実施されていた第2回目の特例納付により納付する以外にないが、申立人の夫は特例納付した記憶は無いと説明していること、ii) 申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金に加入した時期を勘違いしていたとして、申立期間を昭和43年5月から48年3月までの期間に変更した上、二人の証人からの証言書を提出して再申立てを行っている。

しかし、今回証言書を提出した二人の証人から証言書に記載されている内容について聴取した結果、申立人が申立期間の保険料を納付したことを裏付けるものではない上、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月から11年3月まで

私は、国民年金に加入後、実家に届けられた納付書が母から送られていたが、仕事が忙しかったので国民年金保険料を納付していなかった。しかし、将来のことを考えて、23歳頃から保険料を自身で納付し始めた。申立期間の保険料は、遅れてはいたが翌年度には2回から3回に分けて納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親から送ってもらった国民年金保険料の納付書で平成9年1月からの保険料を納付しており、申立期間の保険料も過年度納付したと述べているが、申立期間に係る過年度納付書が送られてきたことについて具体的な記憶は無く、母親も申立人へ納付書を送ったと述べているものの、納付書の送付開始時期及び送付頻度等に関する記憶が明確ではない。

また、申立人及びその母親に係る申立期間直後の保険料の納付日は、平成11年度分は平成13年5月30日、平成12年度分は平成14年1月29日と二人とも同日であることがオンライン記録により確認できるが、申立人は母親の保険料を納付した記憶が無いことから、当該保険料は申立人の母親が納付したと考えられるほか、平成11年度分の保険料を過年度納付した平成13年5月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することはできない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を2回から3回に分けて納付したと述べているが、当該保険料の納付期間、納付時期、納付場所及び納付額に関する記憶が無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年12月までの期間、51年4月から53年3月までの期間、54年8月から同年11月までの期間及び平成5年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から50年12月まで
② 昭和51年4月から53年3月まで
③ 昭和54年8月から同年11月まで
④ 平成5年12月

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私の婚姻後も、父が私の保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれていたと述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成8年12月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間当時に保険料を納付する場合は、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、現在、上記の手帳記号番号及び厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳と上記の手帳記号番号が基礎年金番号として記載された年金手帳の2冊の手帳を所持しているのみで、当該手帳以外の年金手帳を所持したことはないと述べており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができず、当時の状況が不明である上、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかが

わせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において、同社は社会保険の加入義務が有る上、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で同時期に勤務していたとする同僚の供述により、入社日は特定できないものの、申立人は、申立期間の頃に同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る事業所記号簿及びオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 53 年 10 月 1 日であり、申立期間は適用事業所となる前の期間である。

また、A社の元事業主は、「会社は既に倒産しており、当時の資料は一切無い。社会保険等の事務は、全て専門家に任せており、社会保険に加入する以前に従業員の給与から保険料を控除することは無い。」と回答している上、オンライン記録によると、当該事業主は、申立期間以前から国民年金に加入し、申立期間を含む昭和 53 年 9 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった経緯について、同社が適用事業所となった日に被保険者資格を取得した従業員の一人名は、入社以前からの知人であった元事業主より誘われて入社する際に、社会保険に加入することを条件に挙げたことを契機として、昭和 53 年 10 月 1 日に同社が社会保険に加入した旨供述している。

加えて、申立期間当時に勤務していたと申立人が記憶する同僚及びA社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した複数の従業員に、申立期間における厚生年金保険料の控除の有無について照会を行ったが、その事実を確認できる資料や供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月8日から46年4月30日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務したのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に青果の仕入れ及び販売の担当として勤務していた旨申し立てている。

しかしながら、A社の継承会社であるB社は、「A社における申立人の勤務状況については、勤務していたかどうか分からない。当時の従業員はおらず、資料も無いため、同社のことも分からない。」としており、また、申立人は、A社における勤務期間や上司及び同僚の氏名をはっきり記憶していないとしているため、同社に係る事業所別被保険者名簿から申立期間当時に同社の厚生年金保険被保険者であって、連絡先が判明した28名の従業員に照会したところ、12名から回答を得られたが、いずれも申立人についての記憶が無いとしている。

また、申立人は、オンライン記録によると、申立期間直後に、A社の関連会社であるC社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人がC社において厚生年金保険被保険者資格を取得する手続において、同社及び社会保険事務所（当時）が作成した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人は、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得する直前には、厚生年金保険被保険者ではなかった旨の記載が確認できることから、申立期間に、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

さらに、上記被保険者名簿における申立期間当時の健康保険証の番号には欠番が見当たらないことから、申立人のA社における厚生年金保険の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与から

の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から55年6月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、A社は厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない上、所在地を管轄する法務局においても商業登記の記録が確認できず、同社の代表者を特定できないため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、事業主の氏名を記憶しておらず、記憶している同僚3人については個人を特定する情報が得られず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほかに、申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23684 (事案 18373 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 38 年 1 月まで又は 39 年 2 月から同年 12 月まで

A社に勤務した期間のうち、昭和 39 年 2 月から同年 12 月までの厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、給与からの保険料控除が確認できないなどの理由で記録を訂正できないとの通知を受けた。今回、再度記憶をたどり、前の職場から一緒に入社した同僚の氏名を思い出した。また、勤務期間は 36 年 10 月から 38 年 1 月までだったようにも思うので、当該期間も併せて再度調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 39 年 2 月から同年 12 月までの期間に係る申立てについては、i) A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表者の所在が特定できず、厚生年金保険の取扱いについて確認できなかったこと、ii) 申立人が記憶する同僚も同社に係る事業所別被保険者名簿（以下「名簿」という。）に氏名を確認することができなかったことから、当該期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったと考えられること等から、当該期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 7 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「新たな情報として、前の職場から一緒に入社した同僚の氏名を思い出し、申立期間が昭和 36 年 10 月から 38 年 1 月までであったかもしれないので、再調査してほしい。」と主張している。

そこで、申立人がA社と一緒に入社したと主張する同僚に照会したところ、当該同僚は、「申立人と一緒に前の職場から同社に入社したが、詳細な入社日は記憶しておらず、

申立人の勤務期間については不明である。」旨回答しており、当該同僚及び申立人の厚生年金保険の被保険者記録により、申立人が昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 2 月 15 日までの期間の一部で同社に勤務していたことはいかがえるものの、勤務期間を特定することができない。

また、名簿により、当該期間に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員 16 人のうち、連絡先の判明した二人は、いずれも申立人を記憶していない上、申立人が同社と一緒に入社したと主張する他の同僚は、名簿に氏名が確認できないことから、申立人の勤務期間について確認することができない。

なお、A 社に係る商業・法人登記簿謄本の閉鎖役員欄の一部については保存期間経過により廃棄されており、申立期間当時の代表者を特定することはできないものの、名簿から確認できる歴代の事業主 3 人のうち二人は連絡先が不明で、また、他の一人は申立人を記憶していないため、申立人の勤務期間及び申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

これらのことから、申立人からの新たな情報については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月11日から48年7月1日まで
② 昭和48年7月1日から51年10月16日まで

年金事務所から送付されてきた加入記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、同社営業部の技術主任であったにもかかわらず、同社の事務員程度の低額となっている。

また、B社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額も、同社の事務員として勤務していた妻の標準報酬月額と大差なく、低額となっている。

申立期間①及び②の標準報酬月額が、当時の家賃等を考えると10万円ほど低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額が、事務員程度の低額となっており、当時の生活費を考慮すると10万円ほど低くなっている旨主張している。

しかしながら、A社を合併したB社は、申立人の人事記録や厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保管していない旨回答している上、申立人から提出のあったA社及びB社の両社名が記載された社内報（昭和47年6月10日発行）では、同僚などの氏名及び顔写真などの記載はあるものの、申立人の主張について確認できる記述、両社の給与待遇や賃金上昇の推移等に関する記述は見当たらないことから、申立期間①及び②当時における申立人の社内における地位・待遇及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、B社は、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和46年10月当時の賃金水準、会社の状況及び申立人の年齢等を踏まえると、資格取得時から申立人に対して10万円を超える給与額を支給していたとは考え難い旨供述している。

さらに、A社及びB社の事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間のうち、昭和46年10月11日から49年3月1日までの期間において、申立人と申立人の妻が同じ事業所で同時に厚生年金保険の被保険者となっているところ、申立人の標準報酬月額が申立人の妻より高額であることが確認できる。

加えて、申立人が氏名又は姓を記憶している同僚10人に対し、申立期間①及び②当時における報酬月額と標準報酬月額の相違について照会したところ、7人から回答があり、うち二人は「一致している。」、4人は「分からない。」と回答しており、残る一人は「一部期間の標準報酬月額が低くなっている。」としているものの、給与支払明細書を保有しておらず、報酬月額と標準報酬月額の相違について確認することができないほか、被保険者名簿から両事業所の従業員であることが確認できる8人に対し、同照会を行ったところ、6人から回答があり、うち二人は「一致している。」、残る4人は「分からない。」と回答しており、そのうち一人から提出のあった昭和51年1月から同年12月までの給与支払明細書を書き写した資料によると、保険料控除額に見合う標準報酬月額が社会保険事務所（当時）の記録と一致している。

その上、被保険者名簿の申立人に係る標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正された等の不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社を退職したのは平成 13 年 4 月 30 日付けだと認識しているので、同社の厚生年金保険の資格喪失日が同年 4 月 30 日となっているのは手続ミスだと思われ、納得できない。申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における雇用保険の記録及び B 社から提出された出勤簿により、申立人は A 社を平成 13 年 4 月 29 日に離職したことが確認できる。

また、B 社が加入する厚生年金基金の加入員記録により、申立人の資格喪失日は平成 13 年 4 月 30 日であること、及び同社が加入している健康保険組合の回答により、組合員資格の喪失日が同日であることが確認できる。

さらに、B 社は、申立期間当時の社会保険料は翌月控除であった旨回答しているところ、同社から提出のあった申立人の平成 13 年 5 月支払の給与明細書では、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 48 年 10 月 1 日から 49 年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が直前の標準報酬月額よりも低くなっている。勤務していた期間に給与が下がったことはなかったため、各申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していた期間に給与が下がったことはなく、毎年昇給していたので、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が直前の標準報酬月額よりも低くなっているのはおかしい旨申し立てている。

しかしながら、B社は、申立人の申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が直前の標準報酬月額よりも低くなっていることについては、申立人の給与額が確認できる資料が保管されていないことから不明であると回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同様に申立期間①の標準報酬月額が直前の標準報酬月額よりも低くなっている者が複数確認できること、申立人から提出された昭和 46 年に係る「本給額および賃金内訳通知書」によると、同年 4 月 1 日付けの本給額及び賃金の固定部分内訳が同年 8 月 14 日に通知されていることが確認でき、元従業員が記録していた 45 年及び 46 年の給与支給額の記録によると、45 年は同年 7 月に差額が支給されているが、46 年は同年 8 月に差額が支給されており、当時の C 労働組合の関係者の一人は、同年は従業員の賃金改定交渉が例年より長引き、同年 4 月からの昇給の差額分を同年 8 月に精算したと供述していることから、45 年は標準報酬月額の定時決定の基礎となる報酬月額に同年 4 月からの昇給額が含まれているが、46 年は定時決定の基礎となる報酬月額に同年 4 月からの昇給額が含まれておらず、同年において前年よりも昇給していたとしても、昇給分につい

ては定時決定に反映されなかったと推認できる。

さらに、申立人から提出された昭和 46 年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額からは、申立期間①において、申立人が主張する標準報酬月額に応じた厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間①と同様、給与が下がったことはなく、毎年昇給していたので、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が直前の標準報酬月額よりも低くなっているのはおかしい旨申し立てている。

しかしながら、B社は、申立人の申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が直前の標準報酬月額よりも低くなっていることについて、申立人の給与額が確認できる資料が保管されていないことから不明であると回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人と同様に申立期間②の標準報酬月額が直前の標準報酬月額よりも低くなっている者が複数確認できるところ、前述のC労働組合の関係者は、同社では、昭和 47 年まで臨時の報酬として、年 2 回（6 月及び 12 月）の賞与及び年 2 回（3 月及び 9 月）の勤勉手当の合計 4 回が支給されており、当時においては、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する際の報酬月額に 6 月の賞与分を含める必要があったが、48 年からは 9 月の勤勉手当が廃止となり、臨時の報酬が年 3 回の支給に変更となったことから、当該算定基礎届を提出する際の報酬月額に 6 月の賞与分を含める必要がなくなったため、前年よりも標準報酬月額が低くなることもあったと考えられると供述している（C労働組合の「定期二十八回全国大会経過報告書」には、同年 7 月 31 日付けで労働組合と同社が同年度以降の勤勉手当を年 1 回の 3 月に支給するとの団体交渉議事録確認を締結し、9 月の勤勉手当を廃止したことが記載されている。）。

さらに、申立人から提出された昭和 48 年分及び 49 年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額からは、申立期間②において、申立人が主張する標準報酬月額に応じた厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

- 3 申立期間①及び②について、A社に係る事業所別被保険者名簿の当該期間における記載に不自然さは見られない。

このほか、各申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が各申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。